

「三重とこわか健康経営カンパニー」認定要件 (ホワイトみえ)

■ 三重とこわか健康経営カンパニー「見える化」シート

(例) 「見える化」シート (実績報告) を一部抜粋

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	前年度	前年度	今年度
					取組目標	取組実績	取組目標
1	経営理念・方針(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須			
2	組織体制		健康づくり担当者の設置	必須			
3 制度・ 施策 実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記 ①~⑯ のうち 4項目以上	ここに記入することにより PDCA が回せるようになります		
			②-1受診勧奨の取り組み(②-2、②-3以外)				
			②-2がん検診の受診勧奨の取り組み				
			②-3がん精密検診の受診勧奨の取り組み				
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施				
	対策の検討		④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定				
			⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定				
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲージメント	ヘルスリテラシーの向上	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み				
		ワークライフバランスの推進	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み				
		職場の活性化	⑧-1病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑧-2、⑯以外)				
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧-2がんの治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み				
	従業員の心と身体 の健康づくり に向けた 具体的 対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み				
		健康増進・ 生活習慣病 予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み				
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み				
⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み							
感染症予防対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み					
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み					
メンタルヘルス対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
インセンティブ		⑯従業員に対してインセンティブを提供する取り組み					
	受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須				
4	評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供	必須			
5	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること	必須			
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施	必須			
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること	必須			
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと	必須			

特定健診を含む

歯科健診を含む

がん対策の取組を「見える化」

ここに記入することにより
PDCA
が回せるようになります

不妊治療への配慮を含む

企業のメンタルヘルス対策

令和2年4月1日
全面施行される
改正健康増進法
への対応が必要

評価項目は、経済産業省・日本健康会議の健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)に準拠しています。